

千葉西青色たより

令和7年度 定時総会開催 会員の皆様、議決権行使書の 提出、誠にありがとうございました

ございました。



令和7年度 千葉西青色申告会
定時総会（提出議案は本年4月
下旬に会員皆様に郵送しており
ます）が去る5月29日（木）、午
前11時より千葉西青色申告会館
2階会議室において開催され、第
1号議案「令和6年度事業報告な
らびに収支決算報告承認の件」
は、賛成多数で原案どおり承認可
決されました。

議事に引き続き、令和7年度
の事業計画ならびに収支予算決
定の報告が行われました。

定時総会終了後、同会場にお
いて千葉西税務署長ならびに署
幹部の方々、千葉西県税事務所
長のご臨席を賜り、昼食会が開
催され、ご出席者の方々は交流
を深める良い機会にもなり、有
意義な時間を過ごされたご様子
でした。

小規模企業の振興を図る税制措置の創設にむけた決議

厳しい経営環境のもと懸命に努力を重ねている、個人企業に活力を取り戻し、経営基盤を強化するために、適正な記帳にもとづいて申告をおこなっている青色申告者ならびに小規模事業者の納税環境の整備をめざし、次の政策実現をはかる。

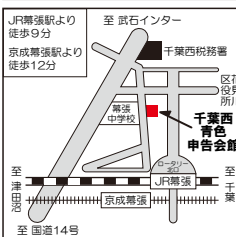
1. 青色申告者の勤労性所得を正当に評価した青色事業主勤労所得控除を創設すること。
2. 個人事業者の事業承継税制の円滑な運用がはかれるよう、対象となる事業用資産に棚卸資産等の流動資産を含めるなど、諸要件を緩和し、さらに支援すること。
3. 小規模事業者の納税環境に配慮し、消費税インボイス制度の負担軽減措置を恒久化すること。
4. 一定の要件に該当する事業的規模にいたらない不動産所得者の青色申告特別控除10万円を20万円に引き上げること。
5. 個人事業者の事業継続にむけて、法人との格差をなくし、純損失の繰越控除期間（3年）を法人と同じ10年とすること。

以上、決議する。

令和6年11月26日 自由民主党 小規模企業税制確立議員連盟

は令和6年11月26日、自由民主党所属国会議員のグループをはじめ、多くの議員がご出席の場と一致で採択されました。

令和7年6月1日号
第132
(一社)千葉西青色申告会
広報委員会
TEL 043(274)0809



(令和7年度税制改正による) 所得税の基礎控除の見直し等について

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。このため、令和7年の給与の年末調整や令和7年分の所得税の確定申告などでは変更が生じます（令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません）ので、ご注意ください。

POINT

住民税では、給与所得控除55万円が65万円に上げられましたが、基礎控除については変更がなく、43万円のままです。

1. 基礎控除の見直し

- ① 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (括弧内の金額は、収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))		基礎控除額		改正前
		改正後 (注1)		
		令和7・8年分	令和9年分以後	
1 3 2万円以下 (200万3,999円以下)		9 5万円 (注2)		4 8万円
1 3 2万円超 (200万3,999円超)	3 3 6万円以下 (475万1,999円以下)	8 8万円 (注2)	5 8万円	
3 3 6万円超 (475万1,999円超)	4 8 9万円以下 (655万5,556円以下)	6 8万円 (注2)		
4 8 9万円超 (665万5,556円超)	6 5 5万円以下 (850万円以下)	6 3万円 (注2)		
6 5 5万円超 (850万円超)	2,3 5 0万円以下 (2,545万円以下)	5 8万円		

- (注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
- 2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
- 3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、上記の表の金額とは異なります。
- 4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

- ② 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

2. 給与所得控除の見直し

- ① 給与所得控除の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

（注）給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

- ② 給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

POINT

令和7年4月時点で号に記載した改正に伴う社会保険の改正は見られませんでしたので注意が必要とともに、今後の政府からの発表にも注視して下さい。

3. 特定親族特別控除の創設

- ① 居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

【特定親族】

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける方および白色事業専従者の方を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下^{（注）}の方をいいます。なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

（注）収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。なお、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。扶養控除の対象となります（年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です。）。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする方は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

POINT

お子さんなどに、いくら収入があるか尋ねずらいとは思いますが、新たに創設された制度により控除があるかもしれませんので年末調整や確定申告のご相談の前には確認をお願い致します。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額（括弧内の金額は、収入が給与だけの場合の収入金額 ^{（注）} ）	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下（123万円超 150万円以下）	63万円
85万円超 90万円以下（150万円超 155万円以下）	61万円
90万円超 95万円以下（155万円超 160万円以下）	51万円
95万円超 100万円以下（160万円超 165万円以下）	41万円
100万円超 105万円以下（165万円超 170万円以下）	31万円
105万円超 110万円以下（170万円超 175万円以下）	21万円
110万円超 115万円以下（175万円超 180万円以下）	11万円
115万円超 120万円以下（180万円超 185万円以下）	6万円
120万円超 123万円以下（185万円超 188万円以下）	3万円

（注）特定支出控除の適用がある場合には、上記の表の金額とは異なります。

4. 扶養親族等の所得要件の改正

表面の1. 基礎控除の見直し内の①の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件^{（注1）}が改正されました。また、上記の2. 給与所得控除の見直しに伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 ^{（注1）} （括弧内の金額は、収入が給与だけの場合の収入金額 ^{（注2）} ）	
	改正後	改正前
扶養親族、同一生計配偶者、ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 （123万円以下）	48万円以下 （103万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 （123万円超 201万5,999円以下）	48万円超 133万円以下 （103万円超 201万5,999円以下）
勤労学生	85万円以下 （150万円以下）	75万円以下 （130万円以下）

（注）1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、上記の表の金額とは異なります。